

令和 4 年度

(単位：円)

(備考)

長期継続契約（入札額は月額）



令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局



入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第61－21－00218号		
件 名	平岸第1幹線耐震化工事その4実勢価格調査その1		
入札(見積)年月日	令和 4年 6月 29日		午前 9時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,386,000 円	主 管 課	61 計画課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000111830 (株)セピオ関東支社		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株)新日							
		1,450,000					
(株)セピオ関東支社							落札
		1,260,000					
(備考)							


a 0 4 6 1 2 1 0 0 2 1 8 a

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第61－21－00219号		
件 名	平岸第1幹線耐震化工事その4実勢価格調査その2		
入札(見積)年月日	令和 4年 6月 29日		午前 9時 30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,376,000 円	主 管 課	61 計画課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000111830 (株)セピオ関東支社		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株)新日							
		2,750,000					
(株)セピオ関東支社							落札
		2,160,000					
(備考)							


a 0 4 6 1 2 1 0 0 2 1 9 a

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

配水幹線超音波流量計点検業務その1

2 事業者名

メタウォーター株式会社 北海道営業所

3 特定理由

本業務の対象となる超音波流量計は、配水幹線の流量を測定する機器である。

当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ機能診断及び劣化診断における良否の判断が不可能である。

標記事業者は、製造メーカーであるメタウォーター株式会社の北海道営業所で、上記の履行条件を満たす唯一の事業者である。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契 約 番 号	第36－21－00142号		
件 名	配水幹線超音波流量計点検業務その2		
入札(見積)年月日	令和 4年 6月 29日	午前 9 時 30 分	
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	7,678,000 円	主 管 課	36 配水センター
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最 低 制 限 価 格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	60000001470 英和（株）札幌営業所		

入 札 （ 見 積 ） 経 過 (単位：円)

指 名（見 積）業 者 名	入 札（見 積）金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低	第 2 回	最 低	第 3 回	最 低	
		金 額		金 額		金 額	
英和（株）札幌営業所							決定
		7,600,000		6,980,000			
			</				

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

配水幹線超音波流量計点検業務その2

2 事業者名

英和株式会社 札幌営業所

3 特定理由

本業務の対象となる超音波流量計は、配水幹線の流量を測定する機器である。

当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めている。製造者が保有する機器独自の設計データがなければ機能診断及び劣化診断における良否の判断が不可能である。

標記事業者は、製造メーカーの東京計器株式会社から保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店であることから、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。